
堺市医師会災害対応マニュアル(1)

(堺市医師会、堺市医師会災害対応マニュアル、堺、2012、p.6-18)

2014年11月7日、災害医学抄読会 <http://plaza.umin.ac.jp/~GHDNet/circle/>

堺市（さかいし）は、大阪府泉北地域に位置する日本の政令指定都市。大阪府内で人口・面積ともに第2の都市である。一方、居住人口に比べて昼間人口の割合が低く、大阪市の衛都市としての特徴も併せ持っている。堺医師会は、災害時の医療体制と医師会員及び医師会の行動指針を次のように定めた。

第一部 災害時の救急体制のあり方

災害発生後の被災地域では医療資源および情報が著しく不足する中で、医療の継続と新たに生じる傷病者の救急診療の展開をいかに図るかが究極の課題となる。この課題を遂行するために、以下の8項目を厳守することが推奨される。

- 1、指揮系統の確率
 - 2、安全の確保
 - 3、通信手段の確保と情報の収集
 - 4、状況、情報の分析と決断
 - 5、トリアージ
 - 6、応急救護や治療
 - 7、搬送
- 1～4は CSCA と呼ばれ、行動を起こす前の心構えと行動規範
5～7は 3T's と呼ばれ具体的な行動をさす

第二部 堺市医師会会員および堺市医師会の行動

災害発生直後（約24時間以内）に果たすべき役割を、診療所として、病院として、勤務医として、そして堺市医師会としてそれぞれどのように行動すべきかを定めた。

『津波災害編』

東日本大震災を受け、堺市の津波対策では、暫定的に従来想定の上2倍となる6mの津波高を想定し、満潮時を考慮した標高6.8m未満の地域が津波浸水地域と想定された。これを受け、堺市医師会においても、標高6.8mの範囲に入る地域に地震による津波対策の注意を喚起する。「津波には避難」という個人意識の向上とその保持が必要であり、更にどこへ・どのようにして・どの経路で避難するかということも個人が理解し実践することも重要である。